

# さいたま市教組新聞

さいたま市  
教職員組合  
(埼教組)  
TEL 641-6763  
FAX 648-3567  
e-mail  
saitama@  
kyouiku-net.org  
2006.10.4(水)  
No.107

## 教育基本法改正法案

# 校長先生66%が「反対」

東大基礎学力開発研究センターが七月から八月にかけて学力問題や教育改革について全国の校長の意見を調査しました。公立小中学校約一万余校に協力を依頼し、三八一二校(小学校二四二〇校、中学校一三六九校、不明二三校)から回答を得て、中間集計をまとめました。

教育基本法について、「政府の教育基本法改正案に賛成である」という設問で、「強く思う」一・三%、「そう思う」三二・六%、合わせて三三・九%に対し、「そう思わない」五二・二%、「全くそう思わない」一・三%、合わせて六六・一%になりました。また、「成立しても実際の教育にほとんど

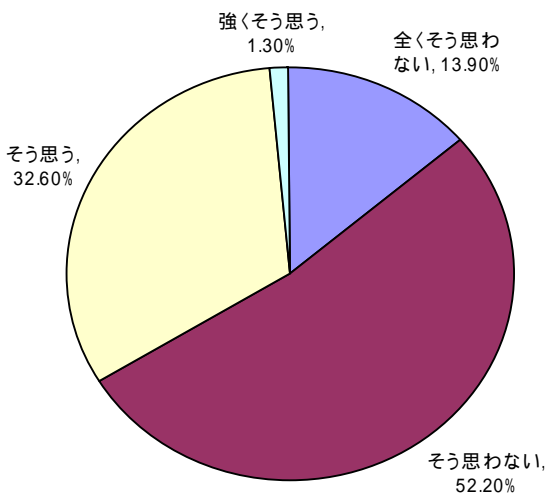
関係ない」という設問には、「そう思わない」全くそう思わない」と答えた校長が六〇・四%になりました。現場に影響があるという認識です。

現場の困難を直視すれば、教育予算の増額や、教職員定数増等の教育条件整備こそが必要であることは校長も強く思っているはずで

す。

政府は教育に格差を持ち込んでいます。現場を預かる校長にとって、教育基本法の改悪は、山積する問題への解決にはならないという認識があるのではないのでしょうか。それだけでなく、教育行政のトップダウンで行政と現場教職員との板挟みになっている校長が多

### 政府の教育基本法改正案に賛成か



いという解釈もできません。校長も教育者としての良心を持っています。学校で学ぶ子どもたちの学力をつけ、民主的

人格を形成する努力を日々続けている教職員の理性と努力を大事にした学校運営を望んでいる校長も多数いるのではないのでしょうか。

勝負事はウマくいかなないよね。悔しいね～【パリ凱旋門からでした】



## 「日の丸・君が代」の強制は違憲

東京地裁は九月二日、「日の丸・君が代」の強制は違憲との判決を下しました。この裁判は、東京都教育委員会が二〇〇三年一〇月に「日の丸・君が代」の実施方法を細かく決めた通達を出し、入学式や卒業式等で教職員に起立・斉唱やピアノ伴奏を強制したことに對して、その義務は無いこととの確認を求めて都立学校の教職員らが都教委を相手に起こした裁判です。

また、判決の中では非常に重要な指摘がされています。

日の丸・君が代は明治時代から第二次世界大戦終了まで、皇国思想や軍国主義思想の精神的支柱として用いられてきたのは否定しがたい歴史的事実。現在も、宗教的、政治的に価値中立的なものとして認められるには到っていない。

学習指導要領は法規としての性質を有するが、大綱的な基準にとどめるべきものと解するのが相当。

(都教委の)通達は各学校の裁量を認める余地がほとんど無い。(都

国民の間には国旗掲揚・国歌斉唱に反対する者も少なくなく、こうした主義、主張をもつ者の思想・良心の自由も、憲法上、保護に値する権利。起立・斉唱したくないという教職員にこれらの行為を命じることは自由権の侵害に当たる。

都教委の一連の指導は「不当な支配」を廃するとした教育基本法第一〇条に違反。憲法第一九条の思想・良心の自由に對

長(の)裁量を許していない。通達や指導は、教育の自主性を侵害し、教職員に對し一方的な理論や観念を生徒に教え込む事を強制するに等しい。これは不当な支配になる。

人の内心の精神的活動は外部的行為と密接な関係があり、切り離して考えることは困難。拒否を不快に思う人がいたとしても、憲法は相反する世界観、主義、主張をもつ者に対して相互理解を求めている。

「日の丸・君が代」の強制は違憲との判決を下しました。この裁判は、東京都教育委員会が二〇〇三年一〇月に「日の丸・君が代」の実施方法を細かく決めた通達を出し、入学式や卒業式等で教職員に起立・斉唱やピアノ伴奏を強制したことに對して、その義務は無いこととの確認を求めて都立学校の教職員らが都教委を相手に起こした裁判です。

